

保育所等への空調(冷房)設備  
設置に関する緊急要望書

平成30年8月

厚生労働大臣

加藤 勝信 様

長 野 県

長野県市長会

長野県町村会

## 保育所等への空調(冷房)設備設置に関する緊急要望

本県は山間地も多く、かつては朝夕、比較的冷涼であったこともあり、保育所や地域子育て支援拠点事業所、児童発達支援事業所等においては、夏季の暑さに対し、扇風機や天井扇など設置者において様々な対策を講じて対応し、空調（冷房）設置率は低い状況にあります。

しかし、近年は猛暑日となる日が増え、今年は複数の地点で7月の猛暑日の日数が過去最多となり、7月の平均気温は平年より3度も上回る状況となっており、体温調整の未熟な乳幼児を多く預かり、夏休み等の長期休暇もない保育所等において子どもの健康を守るためには、空調(冷房)設備の設置を早急に進める必要があります。

一方、空調(冷房)設備の設置には多額の経費を要しますが、保育所等整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金及び社会福祉施設等整備事業補助金においては、創設又は大規模修繕等の場合には当該設備も含めて補助対象とされているものの、空調(冷房)設備の単独設置の場合には補助対象外となっております。また、長野県の保育所の7割を占める公立の保育所や認定こども園等においても、施設整備費が一般財源化されていることなどから、保育所等への空調（冷房）設備の設置が進まない状況となっております。

これらの状況を踏まえ、次のとおり緊急要望いたします。

## 要 望 事 項

- 1 熱中症を未然に防ぎ、乳幼児の健康を守ることができる保育環境を早急に整備するため、保育所等整備交付金、次世代育成支援対策施設整備交付金及び社会福祉施設等整備事業補助金について、公立・私立の保育施設や児童発達支援事業所等における空調(冷房)設備単独の設置事業を補助対象とするとともに、必要な財源を早期に確保すること。
- 2 猛暑の影響に伴う空調(冷房)設備の維持・管理経費の増について、公定価格の見直し等適切な措置を講じること。

○ 公空調（冷房）設備の新規設置に係る補助制度の概要

区 分	対象施設	補助対象	
		公立	私立
保育所等整備交付金	保育所、認定こども園	×	× (※)
	小規模保育事業所	× (※)	× (※)
次世代育成対策施設整備交付金	地域子育て支援拠点事業所 等	×	× (※)
社会福祉施設等整備事業補助金	児童発達支援事業所 等	×	× (※)

(※) 施設の新設や大規模修繕等に伴い空調（冷房）設備を設置する場合は補助対象

○ 公立保育所（市）における空調（冷房）設備の整備状況（H30年度計画分を含む）

	3歳未満児室	3歳以上児室等
公立保育所（市）	全室設置 15市/19市	全室設置 1市/19市